

公立大学法人横浜市立大学附属病院長候補者選考基準に関する規程

制 定 令和元年 12 月 9 日規程第 28 号

(目的)

第 1 条 この規程は、横浜市立大学附属病院長の選考等に関する規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、横浜市立大学附属病院長候補者（以下「候補者」という。）の選考に関する基準を定めるものとする。

(選考基準)

第 2 条 候補者となることのできる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医師免許を有している者
- (2) 医療安全の確保のために必要な資質及び能力を有している者
- (3) 組織管理能力等の当該病院を管理運営するうえで必要な資質及び能力を有している者
- (4) 横浜市立大学附属病院（以下「当院」という。）の使命を遂行するために必要な資質及び能力を有している者

(医療安全)

第 3 条 前条第 2 号に定める医療安全の確保のために必要な資質及び能力とは、医療安全管理業務の経験及び患者の安全を第一に考える姿勢及び指導力等をいう。

2 前項に定める医療安全管理業務とは、次のいずれかの業務をいう。

- (1) 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者の業務
- (2) 医療安全管理委員会の構成員としての業務
- (3) 医療安全管理部門における業務
- (4) その他上記に準ずる業務

(管理運営)

第 4 条 第 2 条第 3 号に定める組織管理能力等の当該病院を管理運営するうえで必要な資質及び能力とは、当院又は当院以外での組織管理経験等、高度な医療を司る特定機能病院を管理運営するうえで必要な資質、能力及び経営改善能力等の資質、能力をいう。

(使命遂行)

第 5 条 第 2 条第 4 号に定める当院の使命を遂行するために必要な資質及び能力とは、当院の理念及び基本方針に掲げる事項を継続的かつ確実に推進する姿勢及び指導力等をいう。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 9 日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。